

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について  
(概要)

平成30年2月  
国土交通省自動車局  
旅客課

1. 背景

平成28年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」において、「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進める」との総理指示を踏まえ、国土交通省では、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を設置し、高齢者が安心して移動できる環境整備に向けた方策について検討を重ね、昨年6月に中間取りまとめを公表した。

本中間とりまとめにおいて、地域交通ネットワークの担い手を適材適所で円滑に導入するために、自家用有償運送の活用にあつては、資する手続の合理化・効率化を図る検討プロセスのガイドライン化を図ることとされており、今般、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部を改正し、検討プロセスのガイドライン化を図ることとする。

2. 概要

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正

① 地域公共交通会議及び運営協議会における検討プロセス（別紙）

ア. 交通事業者の活用可能性や交通事業者への委託による自家用有償の検討を行う等の検討プロセスの明確化

イ. 検討プロセスを一定期間かけて行ったことをもつて自家用有償運送の導入に必要な合意が成立したとみなす取り扱いの確立

② その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成30年3月

施 行 平成30年3月



# 地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（地域公共交通会議）

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

① 交通事業者に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

【最長2ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

② 提案内容について協議

【最長4ヶ月】

合意

合意に至らず

※地域の移動ニーズへの対応の可否  
という観点を中心に協議

※提案内容が地域の移動ニーズに  
対応していると認められないとき 等

交通事業者によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

③ 自家用有償旅客運送について検討

④ 交通事業者への運行委託について検討

委託可能

委託困難

交通事業者による  
地域交通の確保

市町村による地域交通の確保（交  
通事業者への運行委託）

市町村による地域交通の確保  
（交通事業者以外への運行委託含む）

NPO等による地域交通の確保

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要であることについて協議が調う

# 地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（運営協議会）

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

① 交通事業者に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

【最長2ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

② 提案内容について協議

【最長4ヶ月】

合意

合意に至らず

交通事業者によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

※地域の移動ニーズへの対応の可否  
という観点を中心に協議

※提案内容が地域の移動ニーズに  
対応していると認められないとき 等

③ 自家用有償旅客運送について検討

交通事業者による  
地域交通の確保

NPO等による地域交通の確保

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要であることについて協議が調う